

就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業一式

第1回検討委員会 概要

PwCコンサルティング合同会社
2023/8/10



目次

1. モデル事業所等の選定の考え方及びモデル地域等の取組内容

- － モデル事業所及び支援ケースの選定の考え方
- － モデル地域等が取り組む内容
- － モデル地域等の取組における留意点等

2. 調査設計及び内容等に関する検討

- － 調査の目的・対象等
- － 成果物のとりまとめ

※本資料は、2023年8月10日に開催した第1回検討委員会の資料をもとに、当日の議論を踏まえ、一部内容を修正して作成しています。

1. (1) モデル事業所及び支援ケースの選定の考え方

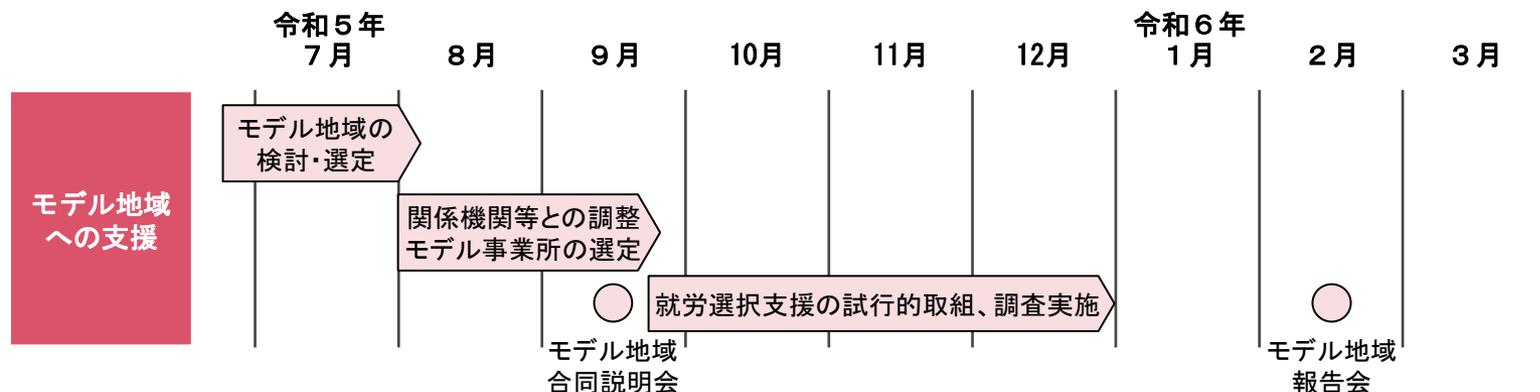
- 今後、モデル地域（計3地域）において、各地域3事業所（計9事業所）程度、モデル事業所を選定いただき、計60名程度の利用者に対する就労選択支援に係る取組を行うことを想定しています。
- 主に以下の4つの観点に留意いただきながら事業所を選定いただく想定でありますが、詳細については、各地域の事情や意向を伺いつつ、調整をさせていただきます。

モデル事業所及び支援ケースの選定の考え方

以下の観点を考慮しながら、モデル事業所を選定いただく想定。

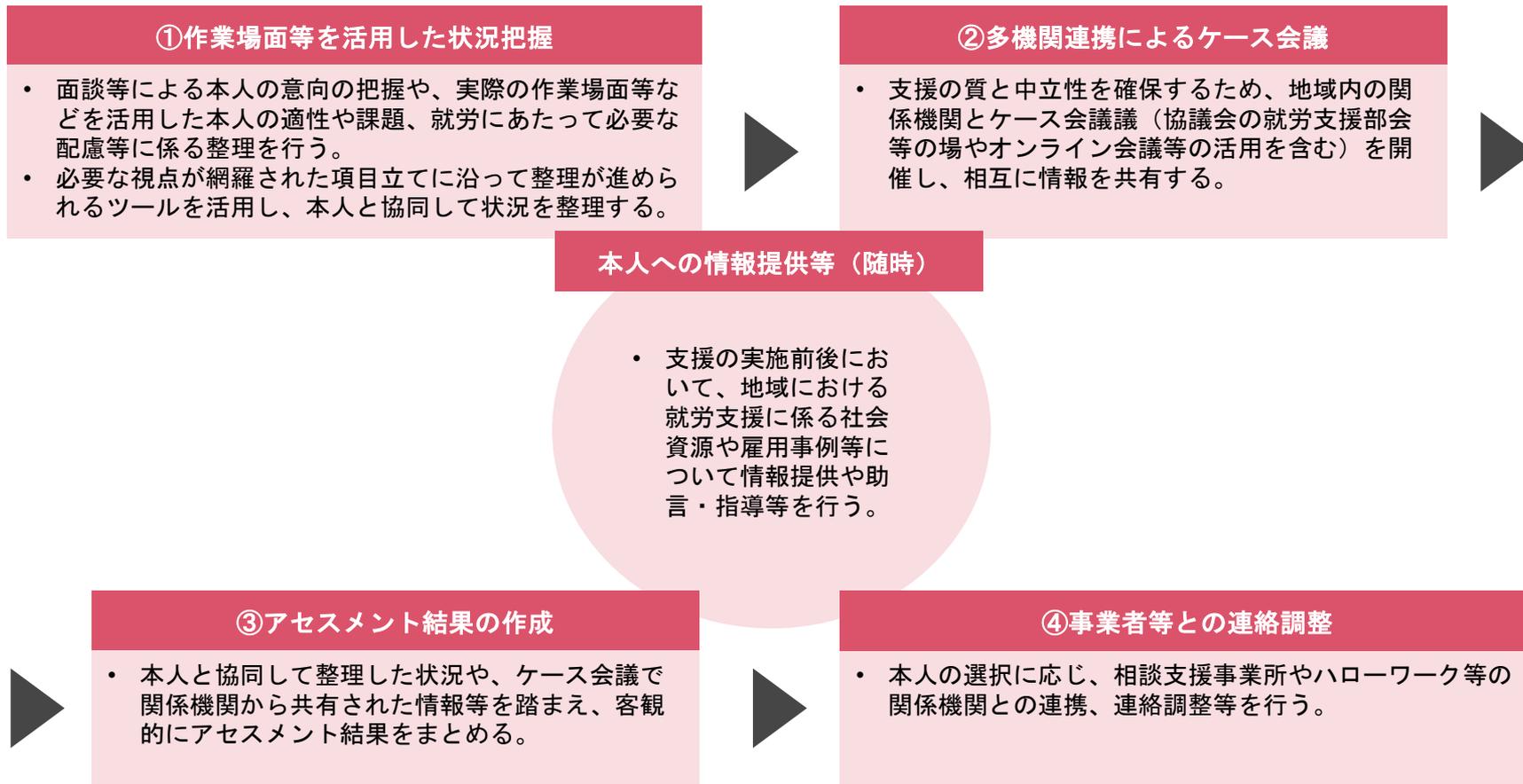
- ◆ 1事業所につき利用者8名程度(またはモデル地域全体で25名程度)からの申請が見込まれること
- ◆ 各事業所が対象とする利用者の障害種別のバランス
- ◆ 利用者の新規・継続の別(新規も可能な限り多く拾えるように)
- ◆ 利用者属性(特別支援学校の生徒、ハローワークを利用の方、就労系障害福祉サービスを利用の方等)の別

今後のスケジュール



1. (2) モデル地域等が取り組む内容

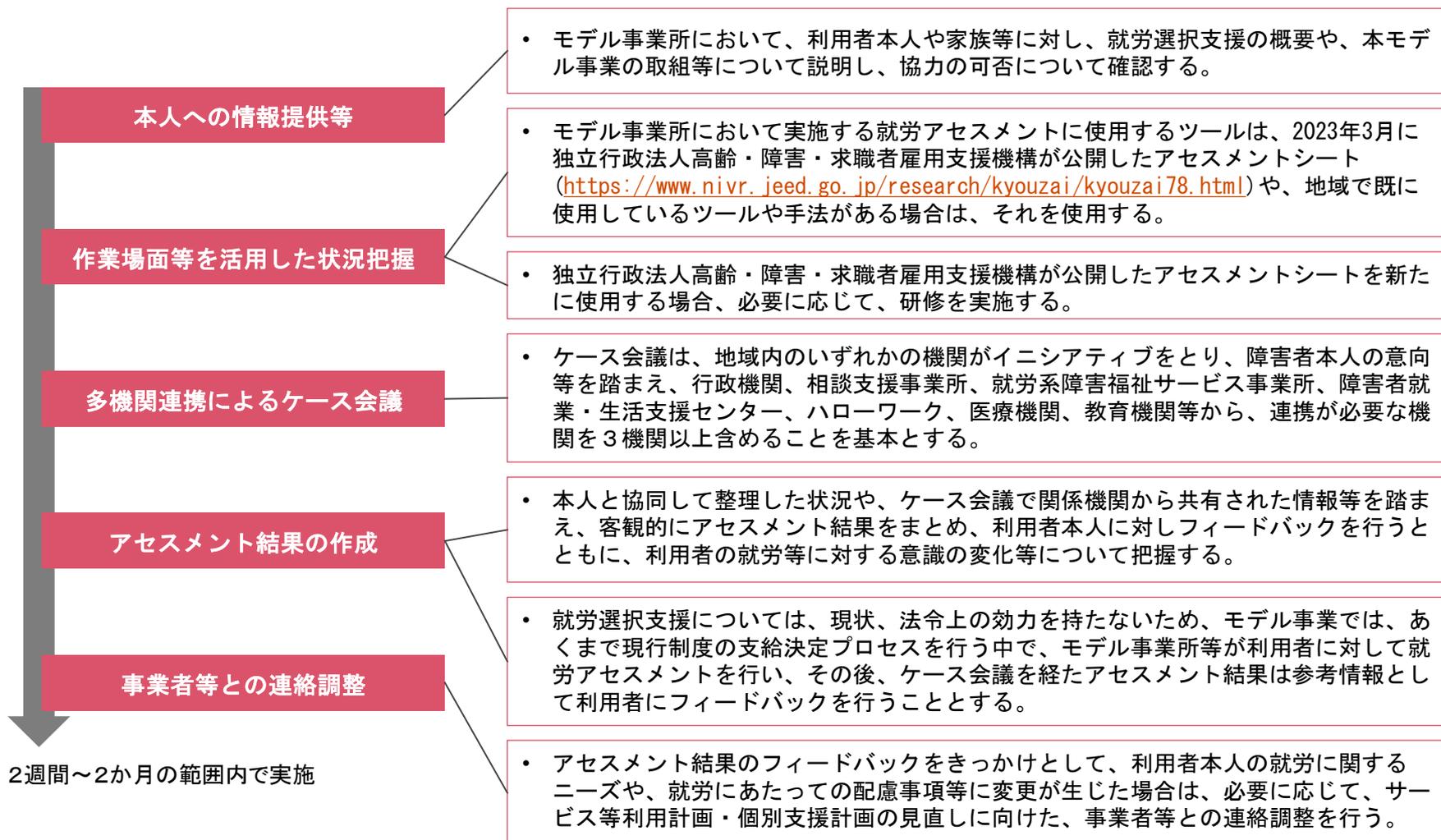
- 本事業では、選定されたモデル地域や事業所において、就労系障害福祉サービスを新たに利用する意向のある方及び就労系障害福祉サービスを利用中の方のうち、就労アセスメントの実施を希望する方に対して、就労選択支援で想定されている以下の一連のサービス内容を試行し、運用面におけるノウハウや課題等を把握します。



※厚生労働省「社会保障審議会障害者部会（第136回）（令和5年6月23日）」の資料をもとに、作成
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00063.html

1. (3) モデル地域等の取組における留意点等

- モデル地域や事業所において前頁の就労選択支援で想定されるサービスを試行するにあたり、留意すべき点について、以下の内容をもとに実施要領を作成する予定です。
- モデル地域等が取組を進めるにあたって、具体的なノウハウや課題解決の助言が必要となる場合も想定されることから、必要に応じて、検討委員会委員がアドバイザーとして側面支援を行います。



1. (参考) 各委員からいただいたご意見等

- モデル事業所等の選定の考え方及びモデル地域等の取組内容について、各委員からいただいたご意見等は、以下のとおりです。

(モデル事業所の選定の考え方)

- 就労選択支援事業所として参入しうる事業所のパターンについて、バランスよく網羅する必要があるのではないか。
- モデル事業所にナカポツセンターが含まれ、地域の主体となって就労選択支援の試行的取組を行うパターンが拾えると望ましい。
- モデル事業所の選定にあたり、就労移行支援事業所以外（就労継続支援事業所等）が就労アセスメントを行うパターンも拾っていただきたい。

(支援ケースの考え方)

- 全体的にスケジュールがかなりタイトで、モデル地域での取組期間が限られるが、就労選択支援の開始に向けて重要な事業であると認識しており、しっかりと利用者のサンプル数を集められるようお願いしたい。
- 利用者の障害種別ごとのバランスも考慮すべきではないか。
- 支援対象者としては新規・継続ともに対象とのことだが、就労選択支援の趣旨として、新規をより多く拾う必要があるのではないか。
- 支援ケースについて、新規・継続の別や、特別支援学校・ハローワーク・事業所などの属性それぞれで関係機関も異なってくることが想定され、様々なパターンが拾えるとよい。

(モデル地域の取組における留意点等)

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が公開したアセスメントツールを、いずれかのモデル地域で活用してもらい、検証する場合、該当地域にレクチャーをすることをはじめとして、委員が地域のアドバイザーとして支援する機能は必要になってくる。

2. (1) 調査の目的・対象等

- モデル事業所による支援を受けた利用者が、就労アセスメントや多機関連携会議を経て、就労に対する意識にどのような変化があったのか、また、モデル地域内の各就労支援機関が、就労アセスメントや多機関連携によるケース会議の導入・運用について、どのように実施したか、課題や効果を感じたかを把握することを目的として、それぞれ調査を実施します。

	モデル事業所の利用者への調査	モデル地域内の各就労支援機関への調査
目的	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所による支援を受けた利用者が、支援を受ける前と、就労アセスメント実施後、多機関連携会議を経たアセスメント結果のフィードバック後のそれぞれにおいて、どのような変化があったかを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各モデル地域内の就労支援機関が、本事業による取組を通じて、就労アセスメントや多機関連携によるケース会議の導入・運用について、どのように実施したか(具体的な手間や工数)、課題や効果を感じたかを把握する。
対象	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所の利用者本人(または職員) ※利用者本人から調査協力の同意を得られた場合において、本人または代理として、支援にあたった職員への調査実施を想定 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業所 モデル地域内におけるモデル事業所以外の就労支援機関(市町村、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、ハローワーク、計画相談支援事業所、教育機関等) ※悉皆調査を想定
方法	<ul style="list-style-type: none"> 電子ファイル(Excel等)形式の調査票のメール送付、返送回答 同内容のWebフォームを用意、記入回答 ※利用者や事業所の要望等に応じ、ヒアリング形式での回答収集も想定 	<ul style="list-style-type: none"> 電子ファイル(Excel等)形式の調査票のメール送付、返送回答 同内容のWebフォームを用意、記入回答 ※調査票の回答内容を踏まえ、追加的にヒアリング調査を行うことも想定
時期	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月～12月 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月～12月

2. (2) 成果物のとりまとめ

- 各地域での試行的な取組や、その後の調査を通じて把握した就労アセスメントやケース会議等の多機関連携に係るノウハウや課題、効果等について、事例等も含むものとして報告書にまとめます。

章	概要
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 事業の背景・目的 事業内容、スケジュール等
各モデル地域での取組状況	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域及び事業所、支援対象となった利用者の概況(基礎情報) 就労アセスメントの実施状況 多機関連携会議の開催状況と検討内容
調査概要※	<ul style="list-style-type: none"> 調査の実施概況 調査項目 調査の集計結果
考察	<ul style="list-style-type: none"> 地域における企業等での雇用事例や就労支援に係る社会資源などの情報提供の在り方 作業場面等を活用した就労アセスメントの在り方 ケース会議や地域の関係機関との連絡調整等の地域の多機関連携体制の在り方 計画相談支援事業所との連携した支援の在り方 就労アセスメントの実施方法やケース会議の持ち方など、運用面での課題 就労アセスメントの実施や、ケース会議等の多機関連携における効果
各モデル地域の事例	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域及び事業所の概要 モデル事業の実施に向け地域として必要となった準備や対応 利用者への支援の内容と結果(フィードバックへの反応等) 多機関連携によるケース会議での検討内容

※事業報告書と別に、利用者や就労支援機関に対する調査の結果を踏まえ、就労アセスメント及びケース会議などの多機関連携に係るノウハウや課題、効果を整理し、先に調査報告書として作成する予定。

參考資料

1. 事業の背景と目的

- 本事業は、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の能力や適性、地域の状況に合った選択ができることを目指した、新たなサービス（就労選択支援（仮称））の創設に向け、就労継続支援事業所等が利用者に対し就労アセスメント等を行う場合や、地域内の多機関による連携会議を開催し支援を行う場合の課題やノウハウを把握・分析することを目的とするものです。

背景

<障害者の就労状況と選択肢の多様化>

- 障害者の就労支援については、雇用施策と福祉施策の連携の下、就労系障害福祉サービスから民間企業への就職者数、民間企業における雇用者数ともに増加が続いている等、着実に進展している。
- 一方で、利用者や働き方の多様化等、障害者の就労を取り巻く環境も変化しており、弊社が令和2年度障害者総合福祉推進事業にて実施した「障害者の多様な働き方と支援の実態に関する調査研究」でも、個人事業主や起業といった形態で就労する障害者及びそういった方の支援に取り組む企業等の事例や、利用者が在宅で訓練や生産活動に取り組んでいる就労系障害福祉サービス事業所の実態が把握され、障害者就労の選択肢の多様化が把握されたところ。

<変化や課題への対応の必要性>

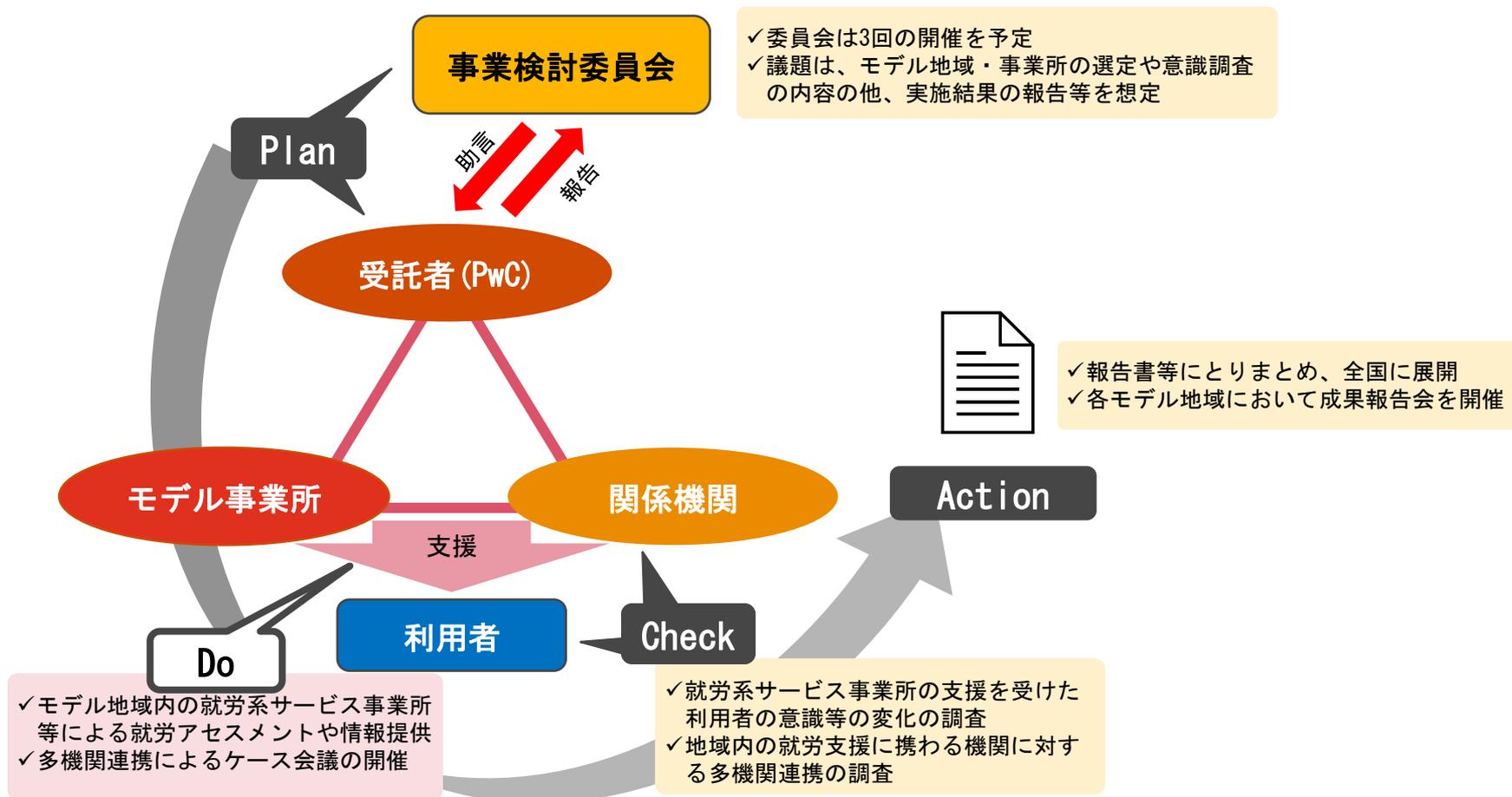
- こうした変化や課題に対応するとともに、障害者の希望や能力に沿った就労を支援するには、本人と協同して、就労ニーズや能力・適性ととも、就労するに当たって必要な支援や配慮を整理し、本人の可能性を狭めることなく、個々の状況に応じた適切な支援の提供につなげる必要があるが、就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない場合があるのではないかと指摘がある。
- このため、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書」（令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会）では、「就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関（中略）との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行う新たなサービス（就労選択支援（仮称））を創設すべきであるとの提言がされた。これを受けて昨年成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）」にも、同サービスの創設が盛り込まれたところ。

目的

- 障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して必要な支援を行う新たなサービス（就労選択支援）の創設に向けて、就労継続支援事業所等が利用者に対し就労アセスメントや就労に関する情報提供等の支援を行う場合や、地域内の多機関による連携会議を開催し支援を行う場合の課題やノウハウを把握・分析することを目的とする。
- 目的の達成のため、事業検討委員会を設置の上、全国からモデル地域等を数か所を選定し、次頁の取組を実施する。

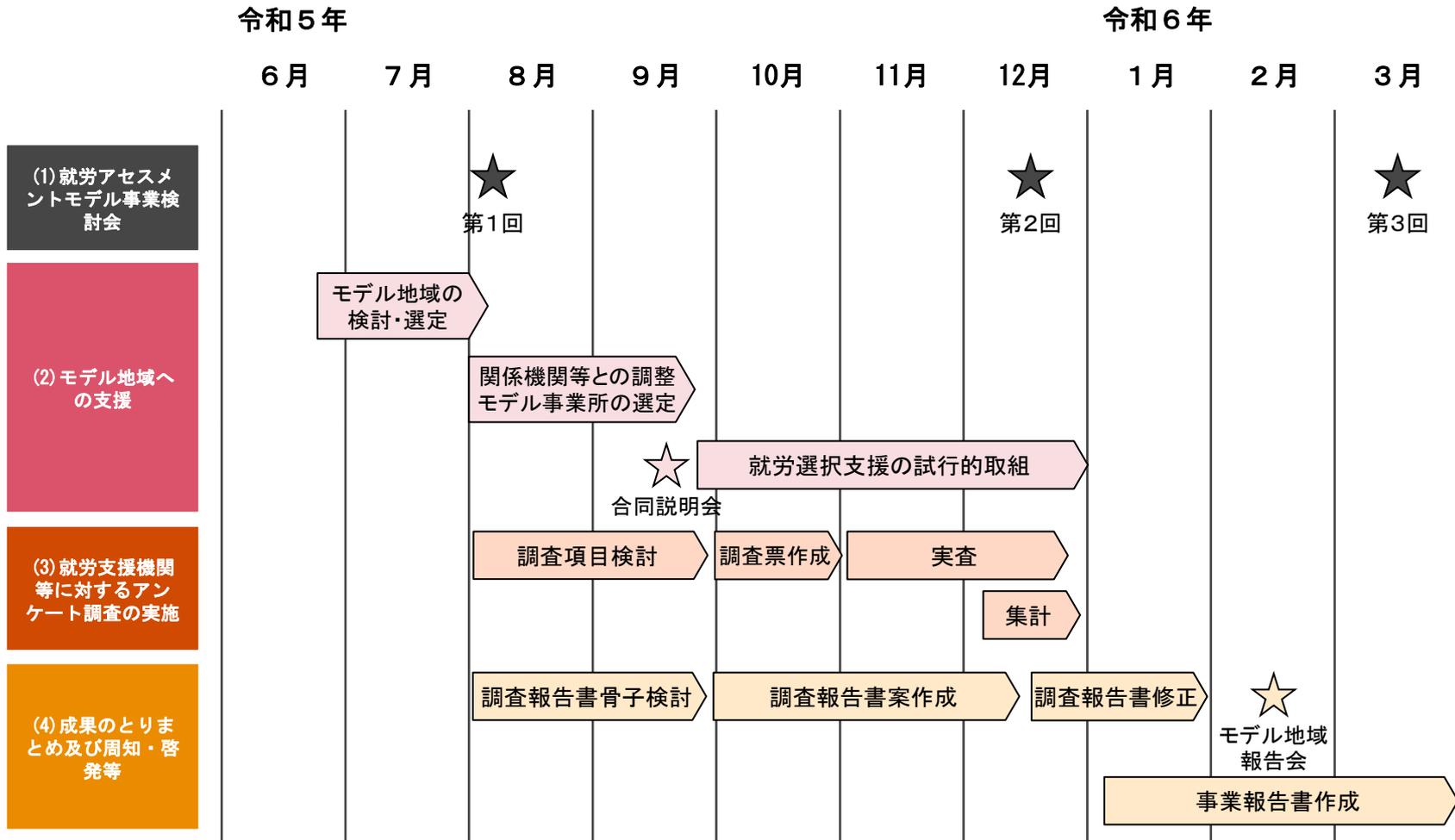
2. 事業内容

- 本事業では、事業検討委員会の助言・評価をいただきながら、モデル地域・事業所への必要な支援や、調査実施を通じた課題・ノウハウの把握・分析、成果のとりまとめなど、いずれの事業も相互に連携させつつ進めていきます。



3. スケジュール

- 現時点でのスケジュールは、以下を想定しています。
- 就労支援機関等に対するアンケート調査は、11月～12月にかけての実施を予定しています。



Thank you

[pwc.com/jp](https://www.pwc.com/jp)

© 2020 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC, PricewaterhouseCoopers Kyoto, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors